

秋田市告示第227号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を廃止したので、同法第69条の規定により告示する。

令和7年7月25日

秋田市長 沼 谷 純

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関 の 名 称	所 在 地	開 設 者 名	廃止年月日
168	いちご調剤 薬局	秋田市川元山下町7番22号	株式会社至誠堂下山 薬局本店 代表取締役 下 山 誠	令和7年 6月30日